

# 教員業績評価システムの管理・運用方針

令和2年10月7日  
役員会決定

## 1. 趣旨

愛媛大学（以下「本学」という。）では、教員の能力や成果が厳格かつ公正に評価され、かつその評価結果が適切に処遇等に反映されることを目的として、令和2年度より新たな教員業績評価を実施する。教員業績評価の実施に当たっては、愛媛大学教員業績評価システム（以下「E-PAS」という。）を設置し、教員の業績を全学的に一元管理することとする。そこで、E-PASの管理・運用方針について必要な事項を、次のとおり定める。

## 2. 目的

E-PASは、教員の教育・研究・社会的貢献・管理運営等の多面的な活動の情報を一元管理し、次に掲げる資料の蓄積を目的とする。

- (1) 教員業績評価や第三者評価等に関する客観的な根拠資料
- (2) 大学運営や経営方針等の策定のための基礎資料
- (3) 組織を支える教員個人の活動実績を正確に把握するとともに、本学教員の教育研究活動等の情報を公表するための資料
- (4) その他、教育・研究・社会的貢献・管理運営等の多面的な活動に資する資料

## 3. 具体的な活用方法

- (1) E-PASへ入力された個人業績データ（以下「業績データ」という。）を次に掲げる事項に活用する。
  - 1) 教員業績評価の実施における、教員の諸活動に関する状況と実績を示す資料及びその根拠資料
  - 2) 本学の教育研究者要覧への業績データ提供
  - 3) 教育・研究・社会貢献活動等に関する調査等に対応するための客観的・統計的なデータ提供
  - 4) その他、本学が必要と認めたもの
- (2) 教員自己評価票及び業績数等のまとめは、教員業績評価のみに利用し、学内・学外を問わず個人が特定される状態では公開しない。
- (3) 教育研究者要覧の管理・運用については、別に定める。
- (4) 業績データの活用にあたっては、特定の個人に不利益とならないよう、十分配慮するものとする。

## 4. 対象となる教員

原則として、専任教員とする。ただし、学長又は部局長が必要と認めた場合は、特定職員（教員）を含むことができる。

## 5. 管理・運用体制

- (1) E-PASの管理・運用は、経営情報分析室及び人事課で行うものとし、管理・運用に関する必要な事項は両者で協議するものとする。

- (2) E-PAS の責任者（以下「責任者」という。）を置き、責任者は、経営情報分析室長をもって充てる。責任者は、E-PAS が適切に運用されるよう、管理・監督にあたるものとする。
- (3) E-PAS のシステム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、責任者は経営情報分析室の専任教員又は人事課員のうちからシステム管理者を指名して、E-PAS の管理に関する業務にあたらせる。

## 6. 業績データの入力

- (1) 業績データの入力および更新は、原則教員個人が各自の責任において適宜、適正に行うものとする。ただし、次に掲げる事項は教員の入力負担を軽減するため、データを所管する担当部署もしくは人事課が一括して入力するものとする。
  - 1) 担当授業
  - 2) 外部資金獲得
  - 3) 産業財産権
  - 4) その他、一括入力が可能なもの
- (2) 次に掲げる教員の異動に伴う情報は、人事システムから提供された情報を基にシステム管理者で行う。
  - 1) 新規採用者の基礎情報（個人番号、氏名、性別、生年月日、所属部局等、役職（本務））
  - 2) 昇任等に伴う役職（本務）の情報
  - 3) 転出、退職等に伴う離職情報

## 7. 教員自己評価票及び業績数等のまとめの入力

教員自己評価票及び業績数等のまとめは、指定された入力期間に、愛媛大学教員業績評価実施要項に基づき、教員個人が入力するものとする。

## 8. 業績データ、教員自己評価票、業績数等のまとめ（以下「データ等」という。）の管理

- (1) 「国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ基本方針」を遵守し、データ等の適正な管理に努めるものとする。
- (2) 情報セキュリティを確保するために、次に掲げる措置をとることとする。
  - 1) データ等はクラウド上に設置された本学専用のサーバで管理する。
  - 2) 教員のログインに際しては愛媛大学認証基盤システムによる認証を行う。
  - 3) 教育研究者要覧の公開は、業績の入力や管理を行うサーバとは別にクラウド上に設置したサーバで行う。
- (3) メンテナンス等で機能の一部を制限したりサーバを停止したりする必要がある場合、システム管理者は、E-PAS のログイン画面において事前に通知するものとする。
- (4) 適正な管理に資するため、システム管理者は、教員による E-PAS の使用歴（ログ）を取得できるものとする。
- (5) データ等の破壊等に備え、システム管理者は適切な方法でデータ等のバックアップに努めることとする。
- (6) E-PAS のシステム管理者アカウントの運用については、別に定める。

## 9. その他

- (1) E-PAS の管理・運用に関する経費は、人事課で支弁するものとする。

(2)各部局の都合により、E-PAS の入力項目を追加する等の変更要望があった場合で、経費が発生する場合は、原則当該部局の経費で支弁するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年10月7日から施行する。
- 2 教員業績情報システムの管理・運用方針（平成19年2月20日制定）は、令和3年3月31日をもって廃止する。